



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会社名 オルガノ株式会社
代表者名 代表取締役社長
鯉江 泰行
(コード番号 6368 東証第一部)
問合せ先 経営統括本部 経営企画部長
須田 信良
(TEL. 03-5635-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経済環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条（任期）につき、所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第 40 条（剰余金の配当の基準日）につき、所要の変更を行うとともに、本変更により一部内容が重複することとなる現行定款第 10 条（自己の株式の取得）及び同第 41 条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第11条 ～ (条文省略)</p> <p>第20条</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条 ～ (条文省略)</p> <p>第39条</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第10条 ～ (現行どおり)</p> <p>第19条</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第21条 ～ (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上